

欧州統一特許裁判所の概要

スタニスラス・ルヴァヤール*

今井優仁(訳)**

抄録 新たに導入される統一特許制度の下では、特許法を専門とする世界初の超国家的な裁判所である欧州統一特許裁判所が創設され、25の参加国すべてにおいて特許権を同等かつ一元的に行使用することが可能となるため、真の意味での単一的な効力を有する統一特許が誕生することになる。本稿は、統一特許訴訟制度の主な特徴について概括するものである。

目次

1. はじめに
2. 統一特許裁判所は欧州連合司法裁判所のようなEU機関か?
3. 統一特許裁判所の管轄権
4. 統一特許裁判所の構成
5. 裁判官の選任
6. 裁判官の合議体
7. 第一審における地方部および地域部の裁判管轄権
8. 地方部、地域部、中央部の間での裁判管轄権の競合
9. 統一特許裁判所の権限
10. 手続言語の決定
11. 日本企業はどこで訴訟を提起することができるか
12. おわりに

1. はじめに

2012年12月11日、EU競争担当相理事会は、25のEU加盟国において単一的な法的保護を付与する欧州統一特許（以下、「統一特許」）の創設のための法的枠組みパッケージについて承認し、同日、欧州議会は、統一特許および欧州統一特許裁判所（以下、「統一特許裁判所」）を含むEUの特許パッケージを採択した。

EUでは、これまで何度も単一的な特許制度の導入案が検討されてきたが、今回、正式に「欧州統一特許制度」と「欧州統一特許裁判所制度」が導入されることになった。統一特許に係る紛争については、業界の意向が反映される形で、統一特許裁判所において一元的に処理されることが決定された。

EU加盟国のうちイタリアとスペインは、政治的な理由により今回は同制度への参加を見送ったが、将来的に参加の意思があれば自由に参加することができる。

同制度には、イタリアとスペインを除く25のEU加盟国が参加することになり、これらの参加国は、「統一特許制度参加国」（以下、「参加国」）として指定される。

統一特許は、欧州特許庁によって付与される真新しい知的財産権である。欧州特許庁で欧州特許を取得し、それを統一特許として登録したい場合には登録を申請することによって、2014年4月から統一特許が付与されていく見込みで

* Hogan Lovells LLP パリ事務所
Stanislas ROUX-VAILLARD

** ホーガン・ロヴェルズ法律事務所外国法共同事業
東京事務所 Masahito IMAI

ある。

統一特許の取得により、25の参加国すべてに権利が及ぶことになり、統一特許裁判所において、それらすべての国において同等の効力をもたらず一元的な権利の行使が認められる。

2. 統一特許裁判所は欧州連合司法裁判所（以下、「CJEU」）のようなEU機関か？

統一特許裁判所に関する条約では、欧州での特許事件を取り扱う超国家的な裁判制度の創設が規定されている。したがって、統一特許裁判所はEUの一機関ではなく、EUの現行の司法制度に適合した、国際条約により設立された司法機関である。

統一特許裁判所は特許法のみを専門とする裁判所であり、参加国間（つまり複数のEU加盟国間）で共有されることになる。原則として、統一特許裁判所は、EU法の優位性に服し、EU法を尊重しなければならず、EU法の統一的な適用や解釈を確保するためにCJEUと協力することが求められる。

また、統一特許裁判所は、EU加盟国によって設立される裁判所であるため、当然ながらEU法が関わってくるが、EU法の解釈に関する問題については決定権をもたない。

したがって、EU条約やEUの機能に関する条約の解釈に関する問題が発生した場合、統一特許裁判所は、(i) その問題に関する先行判決を下すようCJEUに要求するか、または(ii) そのような解釈の必要はないとして、CJEUへの先行判決の要求は不要であると決定しなければならない。

CJEUは、統一特許訴訟制度の中で最高裁判所の役目を担うわけではないが、統一特許裁判所によるEU法の適用が一貫性を有しているかをチェックし是正することが認められている。

3. 統一特許裁判所の管轄権

統一特許裁判所は、参加国で有効な工業所有権の存否や行使に関する問題に関し私人（会社や個人）により提起される事件について裁判管轄権を有する。

なかでも、統一特許に関する事件については専属的な裁判管轄権を有する。

統一特許裁判所の主な役割は、25の参加国で単一的な効力をもつ統一特許について、それらすべての国で単一的な権利の行使が可能となるようにすることである。

また、参加国での特許権の効力の統一を目指すという目的から、参加国により付与される補足保護証明書（SPC）も、各国における権利ではあるものの、統一特許裁判所において審理される。

統一特許制度および統一特許訴訟制度の導入後、7年間の移行期間が設けられ、その期間が経過した後は、従前の欧州特許に係る紛争も、統一特許裁判所の専属的裁判管轄権に服することになる。

そして、欧州特許に関する統一特許裁判所の決定は、その欧州特許の指定国とされている参加国において単一的な効力を及ぼすことになる。

移行期間中は、従来どおり、国内裁判所において欧州特許についての無効訴訟や侵害訴訟を提起することができる。

また、移行期間前か期間中に付与または出願された欧州特許の権利者や出願人は、統一特許裁判所の裁判管轄権に服させないことを選択することもできる。その場合、ルクセンブルクに設置される統一特許の控訴裁判所内に設けられる登録部へその旨通知しなければならない。なお、最初に統一特許裁判所の裁判管轄権に服しないと選択しても、後でその選択を撤回することはできる。

4. 統一特許裁判所の構成

統一特許裁判所は、第一審裁判所、控訴裁判所および登録部により構成される。控訴裁判所と登録部はルクセンブルクに設置されるが、第一審裁判所は1カ所のみではなく、参加国である25カ国の随所に設置されることになる。

第一審裁判所は、地方部（Local Division）、地域部（Regional Division）、中央部（Central Division）により構成される。

地方部とは、3年連続で年間100件以上の特許訴訟が提起されている参加国において、その国からの要求に応じて設置される裁判所である。1カ国で最高3つの裁判所の設立が可能である。

例えば、ドイツは、年間の訴訟件数が多いため3つの地方部の設置を要求しているが、年間訴訟件数が約350件にも上るフランスは、同国の地方部は1つだけでよいとしている。

地域部とは、2つ以上の参加国が共同で擁する裁判所であり、それらの国の特許事件について裁判管轄権を有する。また、それら各国においては地域部の支部も複数設立される場合もある。

一方、パリに設置される中央部は、高度な専門性を提供すべく、3つの専門支所、すなわち化学特許関連の訴訟を扱うロンドン支所、機械工学関連の特許を扱うミュンヘン支所、物理、電子、電気関連特許を扱うパリ支所により構成される。

控訴裁判所と登録部はルクセンブルクに設置され、控訴裁判所は特許事件の事実問題および法律問題の両方について審理し、登録部は事件の記録を保管する。

5. 裁判官の選任

統一特許裁判所は効率性と専門性の高さを目標に掲げており、裁判官には、特許訴訟における極めて高い処理能力と豊富な経験が求められる。

裁判官の選定および選任は、諮問委員会（Ad-

visory Committee）と管理委員会（Administrative Committee）の2つの委員会によって行われる。

諮問委員会は、特許裁判官および特許法／特許訴訟の実務家により構成され、裁判官として最も相応しい候補者を選定する。統一特許裁判所の裁判官には、法律裁判官と技術裁判官の2種類があり、法律裁判官は、参加国の司法機関の資格要件を満たす者でなければならない。技術裁判官は、民事手続に関する知識に加え、技術分野の学位とその分野における豊富な経験を備えていることが要求される。

最も適切な裁判官候補が選定された時点で、管理委員会は同者を統一特許裁判所の裁判官に任命する。管理委員会は、各参加国から1名ずつ選出された代表者により構成される。

6. 裁判官の合議体

統一特許裁判所の合議体は様々な国の裁判官により構成される。

第一審裁判所の合議体は、最低1名の外国籍の裁判官を含む3名の裁判官により構成される。

第一審裁判所の長官は、中央部であるパリに置かれ、高度な専門性を確保するため、「裁判官プール」の中から、少なくとも1技術分野につき1名の技術裁判官を含む裁判官を中央部、地方部、地域部に割り当てる。

地方部においては、合議体のうち2名はその国の裁判官で構成され、3人目の法律裁判官は「裁判官プール」の中から常駐として選任される。しかし、3年連続で年間特許訴訟件数が50件以下の地方部では、場合によっては、「裁判官プール」から2名が選任されることになり、当該国の裁判官は1名のみとなる。

地域部では、それを共有する参加国の国籍の裁判官のリストが作成され、その中から2名の常駐の法律裁判官が選任される。3人目の法律裁判官は、規則に従ってそれらの国の国籍を有

しない者が「裁判官プール」から選任される。

地方部および地域部の合議体は、事件の内容により必要とされる場合、その事件の関連技術分野の裁判官を「裁判官プール」から追加的に選任するよう、第一審裁判所の長官に要求することができる。

控訴裁判所での手続は、複数の国籍からなる技術裁判官3名と法律裁判官2名の計5名の裁判官の合議体により進められ、法律裁判官が裁判長となる。

7. 第一審における地方部および地域部の裁判管轄権

統一特許裁判所において提起された訴訟は、その内容に応じて、地方部か地域部、もしくは中央部に割り当てられることになる。

訴訟の内容に関する裁判管轄権について、地方部および地域部は、特許の侵害、暫定的および保護的な救済/差止命令、損害賠償請求または補償、先使用に基づく主張について専属的裁判管轄権を有し、中央部は、非侵害確認訴訟や特許取消請求について専属的裁判管轄権を有する。

地理的な裁判管轄権について、訴訟を提起できるのは、(i) 侵害が発生した（または発生する可能性のある）参加国の地方部もしくはその参加国が参加している地域部、または(ii) 被告が住所を有する参加国の地方部もしくはその参加国が参加している地域部である。

しかし、被告が参加国外に住所を有する場合、上記(i)の条件に従って、侵害または侵害可能性の発生する参加国の地方部もしくはその参加国が参加している地域部が裁判管轄権を有し、当該参加国が地方部を有さず、また地域部にも参加していなければ、中央部が裁判管轄権を有する。

なお、訴訟当事者は訴訟手続の提起場所について合意することができる。

8. 地方部、地域部、中央部の間での裁判管轄権の競合

以下の場合においては、上記の裁判管轄権に関するルールは適用されない。

- ・侵害訴訟を提起された被告が原告の特許の取消を求める反訴を提起する場合は、その侵害訴訟が提起された地方部または地域部においてのみ提起することが可能である。その場合、地方部または地域部は、(i) 侵害訴訟、取消訴訟の両方の手続を継続する、(ii) 侵害訴訟を停止し、または停止することなく反訴部分を中央部へ移送する、または(iii) 当事者の合意の上で侵害訴訟、取消訴訟の両方を中央部へ移送することができる。
- ・上記と同様の手続は、中央部において特許取消請求が提起され、その後、同一の特許について同一の当事者により侵害訴訟が地方部または地域部で提起された場合にも当てはまる。その場合、地方部または地域部は、(i) 侵害訴訟を継続する、(ii) 当事者らの合意を前提に侵害訴訟を中央部へ移送する、または(iii) 侵害訴訟を停止することができる。
- ・中央部において非侵害確認訴訟が提起されてから3カ月以内に、地方部または地域部で同一の特許について同一の当事者により侵害訴訟が提起された場合、中央部は非侵害確認訴訟を停止しなければならない。

9. 統一特許裁判所の権限

統一特許裁判所の決定および命令は、単一的な効力を有し、統一特許に係る訴訟においては、25の参加国すべてに効力が及び、欧州特許に係る訴訟においては、その欧州特許において指定国とされている参加国すべてに効力が及ぶ。

統一特許裁判所は、証拠、鑑定、保護措置、権利行使および救済措置に関し、広範な命令、措置、差止命令を下すことができ、それらの大部分は、参加国の国内法に組み込まれている「知的財産のエンフォースメントに係るEU指令(2004/48/EC)」の規定と類似している。

また、統一特許裁判所は、一方当事者から要求があった場合、他方当事者に対して、それが自己負罪の義務を生じさせるものでない限り、その者の支配下にある証拠書類、銀行関連書類、会計書類、会社の書類を提出するよう命令することができる。同様に、統一特許裁判所は、情報提供について命令する権限も有している。

合理的に入手可能な侵害の証拠を当事者が提出できる場合、統一特許裁判所は、一方当事者による申立てのみに基いて、実際に発生したとされる侵害または今後発生のおそれがある侵害に関する証拠を保全するための暫定的な命令を下すこともできる。

また、統一特許裁判所は、暫定的、保護的措置を命じる権限も有し、とりわけ、差押命令や引渡命令などを下すことで、差し迫った侵害を阻止する、侵害とされる行為の継続を禁じる、侵害行為を継続する条件として保証金の差入れを命じる、侵害品の流通経路への流入やその経路内での取引を禁止することができる。

また、損害賠償金については、統一特許裁判所は懲罰的損害賠償金の支払いを命じることはできない。補償的損害賠償金の算定においては、(i) 逸失利益や侵害者の得た利益などの経済的損害、人格権への損害、または(ii) 侵害者が当該特許発明の実施許諾を受けていた場合に支払ったであろう実施料や費用の額を考慮しなければならない。

10. 手続言語の決定

統一特許裁判所では、単一の言語ではなく複数の言語が採用される。手続言語は、事件の担

当裁判所により異なる。

中央部での手続言語は、事件に係る特許の付与手続において用いられた言語である。地方部における手続言語は、その地方部が設けられている参加国の公用語(23のEU公用語の1つ)となる。地域部での手続言語は、その地域部を共有する複数国間で指定されたEU公用語となる。

また、地方部または地域部が設けられている参加国では、欧州特許庁の公用語(英語、ドイツ語、フランス語の3カ国語)の中から1つ以上の言語を自国の地方部または地域部の手続言語として指定することもできる。

当事者らが、当該特許の付与手続に用いられた言語を地方部または地域部での手続言語として使用することに合意している場合、地方部または地域部の承認が得られれば、その言語が手続言語として認められることもある。地方部または地域部の承認が得られない場合、当事者は事件を中央部に移送するよう求めることができる。

控訴裁判所での手続言語は、第一審裁判所で用いられた言語である。

関連書類の翻訳について、第一審裁判所および控訴裁判所では、翻訳要件の遵守が不要とされる場合もある。また、裁判所での口頭審理においては当事者のために通訳設備が提供される。

11. 日本企業はどこで訴訟を提起することができるか

日本企業も統一特許制度および統一特許訴訟制度を利用することができる。

統一特許の権利者である日本企業は、状況に応じて、統一特許裁判所のいずれにおいて訴訟を提起できるか決定することができる。

図1は、裁判地を決定するための参考図である。

また、自由実施(Freedom To Operate)のために、中央部において当該特許の取消訴訟や非侵害確認訴訟を提起することもできる。

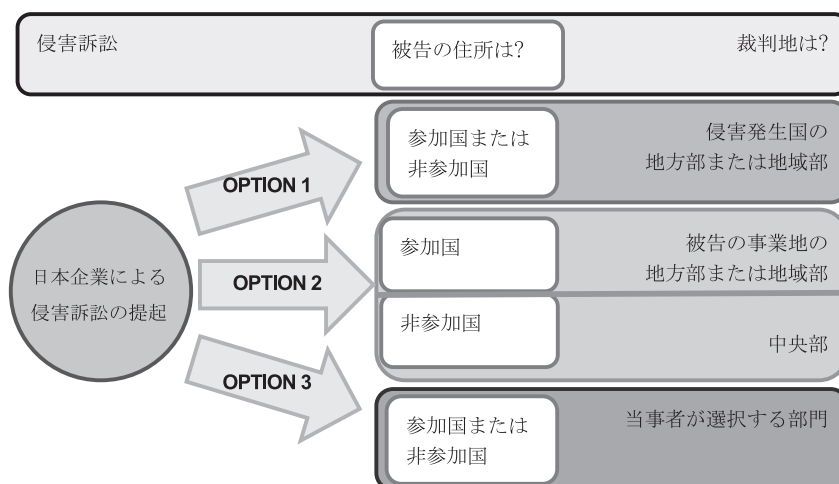


図1 侵害訴訟での裁判地の選択

12. おわりに

統一特許および統一特許裁判所は、欧州におけるパートナーや消費者とビジネスを行う日本企業にとって、かつてない有効な手段となる。

統一特許の付与、管理は既に存在している欧州特許庁が行うことになり、最初の統一特許は2014年に付与されることが予想されている。

欧州委員会によれば、統一特許を取得するのに必要な費用は、翻訳要件が限定されているため、2,500ユーロ程度に抑えられるとされている。

この点に関し、現行の欧州特許を27のEU加盟国で取得する場合、翻訳費用を含め、おおよそ32,000ユーロかかると見積もられていることと比較すると、統一特許は、25のEU加盟国で法的保護を受けるための費用の大幅な削減をもたらすものとなる。

統一特許は、25の参加国において出願され、付与される単一的な権利である。現行の欧州特許は、各国で行使可能な特許の「束」であるのに対し、統一特許は、わずか1件の特許で、25の参加国をカバーするものである。したがって、統一特許は、欧州で重要な発明を管理する日本の特許保有者に資するものとなる。

新たに導入される統一特許制度の下では、特許法を専門とする世界初の超国家的な裁判所で

ある統一特許裁判所が創設され、25の参加国すべてにおいて特許権を同等かつ一元的に行使することが可能となるため、真の意味での単一的な効力を有する統一特許が誕生することになる。

この点について、EUは、統一特許裁判所を創設するための法制度のパッケージも承認した。あとは、かかる統一特許裁判所を設置するための国際協定を発効させるために、フランス、ドイツ、イギリスを含む少なくとも13の参加国が同国際協定に批准する必要がある。

そうして、統一特許は、25の参加国における単一的行使のために、1つの統一特許裁判所にて権利行使が可能となるのである。かかる制度により、高額な費用、矛盾する決定、法的安定性の欠如などといった、欧州の複数国において特許権を行使することの欠点を克服することができる。

それに加え、統一特許裁判所の柔軟なシステムおよび裁判地の選択により、日本の企業は統一特許に係る訴訟を最大限活用することができる。

このとおり、統一特許裁判所制度は、統一特許を保有する日本の企業等がその権利を25の参加国においてより効率的に行使する機会を、適切な訴訟費用にて提供するものとなる。

(原稿受領日 2012年12月14日)